

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		上下水道局の保有する個人情報の利用停止の諾否の決定	
根拠法令及び条項		個人情報の保護に関する法律第101条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 個人情報の保護に関する法律第100条 (保有個人情報の利用停止義務) 第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。		
審査基準 設定年月日	令和5年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間((請求があった日の翌日から起算して30日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和5年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 総務課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。